

「朗友サロンデイサービスセンター」ご利用にあたっての説明書

当事業所は、ご利用者に対して、指定介護予防通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容等について、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。
要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 緊急対応
7. 事故及び損害賠償等発生時の対応
8. 身体拘束の原則禁止
9. 非常災害対策
10. 提供するサービスの第三者評価の有無

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 おおとり福祉会
- (2) 法人所在地 堺市西区鳳東町6丁659番地1
- (3) 電話番号 (072) 275-1555
- (4) 代表者名 理事長 山本 鉄也
- (5) 設立年月 昭和61年10月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定 2770101521
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 朗友サロンデイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 堺市西区草部743番地
- (5) 電話番号 072-271-7611
- (6) 事業所管理者 奥野 康平
- (7) 事業所の運営方針 利用者が、可能な限り、その有する能力に応じ、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、機能訓練及び必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、及び利用者の家族の身体的精神的負担の軽減をめざす。
- (8) 開設年月 平成6年7月1日
- (9) 事業の実施地域 堺市 ただし中区管内と西区管内とする
- (10) 営業日及び営業時間 月、火、水、木、金、(土、日及び12月30日～1月3日は休み)
10時00分～18時00分
- (11) 利用定員 25人

3. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員
1、事業所長（管理者）	1名
2、生活相談員	1名
3、介護職員	3名
4、看護職員	1名
5、機能訓練指導員	1名
6、栄養士（または管理栄養士）	1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が、介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額が、ご利用者の負担となる場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

選択的サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで介護予防通所介護計画に定めます。

<サービスの概要>

共通的サービス

- ① 食事 （利用者の心身の状況に応じて、キザミ食、ミキサー食、かゆ食等を、豊富な献立でおいしく楽しい昼食を提供します。）
- ② 送迎

選択的サービス

- ① 運動機能向上サービス（利用者の心身等の状況に応じて、運動機能向上計画を作成し、運動機能向上のため訓練を実施します。）
- ② 栄養改善サービス（利用者の栄養状態、摂食・嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施します。）
- ③ 口腔機能の向上サービス（利用者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食・嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施します。）

<サービスの利用頻度>

利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながら、利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

<サービス利用料金（1回あたり）>

利用者の要支援度に応じた利用料金から、介護保険給付額を除いた金額（1割をお支払いください。）別紙をご覧ください。

※ 利用者が、まだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。後に、要支援の認定を受けた方は、自己負担を除く金額が、介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の自己負担額が変更になります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が、利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

別紙料金表のとおり。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の利用料金・費用は一ヶ月毎に計算し、請求します。

ご利用口座からの自動引落し、または振込みでお支払ください。

(4) 利用の中止、変更、追加

・利用予定日の前に、利用者の都合により、介護予防通所介護サービスの利用を、中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の7日前までに、申し出てください。

・月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

・利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防通所介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防通所介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

・利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

・月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

①月途中で要介護から要支援に変更となった場合

②月途中で要支援から要介護に変更となった場合

③同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

5. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

(受付担当：生活相談員)

電話番号 (072) 271-7611

FAX (072) 271-7311

受付時間 月、火、木、金、日曜日 午前9:00～午後5:00

(2) 行政機関その他苦情の受付機関

【堺市役所 介護保険課】 所在地 堺市堺区南瓦町3番1号
電話 072-233-1101 (代表) FAX 072-228-7870
受付時間 月、火、水、木、金曜日 午前9:00～午後5:00

【堺市健康福祉局 長寿社会部 介護保険課】
電話(072)228-7513 FAX(072)228-7853
受付曜日と時間 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:30

【国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情受付窓口】
所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号
電話 06-6949-5446 FAX 06-6949-5417
受付時間 月、火、水、木、金曜日 午前9:00～午後5:00

6. 緊急対応

サービス提供時に、利用者に、緊急の事態が生じた場合、下記に連絡します。

但し、連絡がとれなかった場合や、急を要する場合は、事業者等の判断に拠ることとします。

主治医	利用者の主治医 所属医療機関名 所在地 電話番号
連絡先	第一連絡先 氏名 続柄 住所 電話番号
	第二連絡先 氏名 続柄 住所 電話番号

7. 事故及び損害賠償等発生時の対応

(1) 事故及び損害賠償等

利用者に対する通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに保険者、利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。

事業者等は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者 に生じた損害について、その責任の範囲において賠償する責任を負うものとする。

また契約者は、契約に基づくサービスの提供を受けるに伴って、自己の責めに帰すべき事由により、事業者等、又は他の利用者 に生じさせた損害について、その責任の範囲において賠償する責任

を負うものとする。

当施設では、利用者等が持ち込まれる現金、通帳、キャッシュカード、貴金属などの貴重品については、施設側での保管・管理は行っておりません。そのため、万が一施設内で紛失や盗難、破損等が発生した場合でも、原則として施設はその責任を負いません。

これらの貴重品の管理は、ご本人またはご家族の責任においてお願いいたします。高額な現金や貴重品の持ち込みはお控えいただき、必要最低限の所持でのご利用をお願い申し上げます。

また、他のご利用者様との間で発生したトラブル等についても、当施設に重大な過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負いません。

(2) 所有物の管理について

利用者が所有する衣類・日用品・義歯・補聴器・眼鏡・装具・携帯電話・スマートフォンおよびそれに付随する機器（充電器、イヤホン、モバイルWi-Fiルーター等）その他の私物（以下「私物等」という）について、当施設は可能な限り適切な管理に努めますが、施設の性質上、すべての物品を完全に管理・把握することは困難であるため、以下の場合には当施設は一切の責任を負わないものとします。また高額な稀少な私物等については、施設の判断により持ち込みを断る場合があります。

- 1、私物等に利用者本人の記名がない場合
- 2、利用者またはその家族等による私物等の持ち込みが、施設に対して事前に申告・確認されていない場合
- 3、洗濯または日常使用により発生する縮み・色落ち・型崩れ・破損・変形・経年劣化等の通常損耗
- 4、義歯・補聴器・眼鏡、携帯電話、スマートフォンその他の医療用器具・電子機器の使用または保管中における紛失・破損（当施設に明らかな過失がない場合）
- 5、共同生活に伴い発生する、やむを得ない紛失・取り違え・破損

なお、上記に該当しない場合であっても、施設側に重大な過失が認められるときは、当該物品の性質や状況に応じて、同等品の再購入、または相当額の補償等について協議のうえ対応します。

利用者およびその家族は私物等について、原則として記名および持ち込み時の施設への申告を行うものとし、

8. 身体拘束の原則禁止

事業者等は、利用者の人としての尊厳や意思を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供のため、身体拘束は原則的に行わないものとします。利用者、または他の利用者の生命及び身体を保護する為、緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合は、他の方法が無いかを十分に検討した上で、利用者・家族の同意を得るものとし、その対応及び時間・その際の利用者の心身の状況・緊急やむを得なかった理由等を記録するものとします。

